

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案に対する意見募集要項

奈良市では個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価を実施しています。

特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護評価に関する規則及び指針に基づき、しきい値判断（対象者、取扱者数、重大事故の発生の有無）の結果により、①基礎項目評価、②基礎項目評価及び重点項目評価、③基礎項目評価及び全項目評価のいずれかにより行い、全項目評価を実施するときはパブリックコメント及び第三者点検を実施しなければなりません。

また、特定個人情報保護評価は、1年ごとに記載事項の見直しや公表から5年を経過する前に再評価の実施に努めることとされています。

このたび、しきい値判断の結果の変更及び公表後5年を経過することとなる特定個人情報保護評価において、再評価を実施するため、各事務における特定個人情報保護評価（全項目評価）案を作成しましたので、広く市民の皆様等からご意見を募集します。

1 公表する評価書案

所管課	事務の名称
総務部 市民税課	市税等に関する賦課徴収事務
市民部 市民課	住民基本台帳に関する事務
福祉部 国保年金課	国民年金に関する事務
福祉部 福祉医療課	後期高齢者医療に関する事務
福祉部 介護福祉課	介護保険に関する事務
健康医療部 健康増進課	健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務
健康医療部 健康増進課・新型コロナウイルスワクチン接種推進課	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務

2 募集期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月22日（月）まで（必着）

3 公表の方法

奈良市のホームページ（<http://www.city.nara.lg.jp>）に掲載しています。

また、市役所総務課（北棟5階）内の行政資料コーナー、出張所（西部、北部、東部）及び行政センター（月ヶ瀬、都祁）で閲覧することができます。

4 意見の提出方法

市役所総務課に持参していただくか、郵送等、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。様式は自由ですが、意見書の提出様式を用意していますのでご利用ください。

また、いずれの方法による場合でも、次の点にご注意ください。

【提出にあたっての注意事項】

- ・ 電話等による口頭でのご意見は、お受けできません。
- ・ 標題に「特定個人情報保護評価書案に対する意見」と明記してください。
- ・ 住所及び氏名を記載してください。
- ・ 特定の評価書に対するご意見の場合は、対象箇所がわかるように、評価書の事務の名称や該当ページを記載してください。
- ・ ご意見の内容は日本語で記載してください。
- ・ 提出された原稿等は返却できません。

4 ご意見の提出先及び問い合わせ

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部総務課情報公開係（市役所本庁舎北棟5階）

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

電話 0742-34-1377（お問い合わせのみ）

ファックス 0742-35-4856

電子メール soumu@city.nara.lg.jp

5 お寄せいただいたご意見の取扱い

提出された住所や氏名等の個人情報は公表しません。また、本件意見募集の目的以外に使用しません。

提出されたご意見への個別対応は行いませんが、ご提出された意見の要点を整理し、後日とりまとめて、公表させていただきます。

お寄せいただいたご意見のうち、趣旨が不明瞭なものや単に賛否等のみを記載したものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合がございます。